感染症対策指針

令和 5 年 10 月
特定非営利活動法人　シティウイング

適用事業所
・ソレイユケアサービス
・ソレイユケアサービス 佐倉

感染症予防及びまん延防止

1. 目的

感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び従業員の安全を確保するための対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。
事業所の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本方針を理解し、施設・事業所全体でこのことに取り組みます。

2. 基本方針

(1)　管理者をはじめ、全職員が一丸となって感染症の予防及びまん延の防止に努める。
(2)　区内、地域の感染症状況を把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
(3)　感染者が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
(4)　指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

(平常時の対応)

(1) 介護ケアと感染症対策
介護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し常時マスクを着用する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

（発生時の対応）

（1） 発生状況の把握
・感染者が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに管理者に報告し、講じた措置を記録する。
・感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。
（2） 感染拡大の防止
・感染者が発生したとき、それが疑われる状況が生じたときは、消毒や感染経路の遮断に努める。
（3） 関連機関との連携
・関連機関と情報を共有し連携して感染の広がりを抑制する。
・報告が義務付けられている感染症については、すみやかに保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。
（4） 行政への報告
・管理者は、必要に応じて区市町村等の介護保険課に報告する。

3. 感染症発生及びまん延防止のための委員会

感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

（1）感染対策委員会の運営責任者
・委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「担当者」とする。
（2）感染症対策委員会の開催
・委員会は半年に 1 回定期的に開催し、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。
（3）感染対策委員会の検討内容
・施設内の具体的な感染対策策定
・施設の指針・マニュアル等の作成
・職員への感染対策の研修、訓練の検討
・感染症発生時の対応と職員への指示
・発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
・利用者・職員の健康状態の把握と対応策
・その他必要な事項

4. 感染症マニュアル

（1） 厚生労働省のホームページ等に基づき、最新の知見に対応するよう定期的に新しい情報を共有できるようにする。
（2） 感染症関連マニュアル（厚生労働省）に沿って、手洗いの徹底、設備・機器の消毒など感染対策に努める。
（3） ＢＣＰ（業務継続計画）を作成し新型コロナウイルス等、感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように業務継続計画を作成し、定期的に見直す。

5. 職員に対する研修・訓練

（1） 感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策についてマニュアルの内容確認のため研修を実施する。
（2） 定期的な教育・研修（年 2 回）を開催し、新任者に対する感染症対策研修、その他必要な教育・研修を実施する。職員訓練は年 2 回以上実施する。

6. 指針の閲覧

本方針は利用者及び家族等から希望があった場合に、いつでも閲覧できるようホームページに公表する。

本方針は令和 5 年 10 月 1 日より施行する